

(論文内容の要旨)

はじめに 普遍教会と公共性の関連を中心に、普遍教会の法典や諸文書に見出される国家像や国家との関係を考察することにより、二一世紀の法や国家について考察する素材を提供することが試みられる。特に、第二ヴァティカン公会議を経て、国家と教会が協調し、教会を公共性の中へと組み込むことの必要性が指摘されている。

第一章 一二世紀の慣習法論から一九世紀のカノニスティックにおける慣習法論の継受までの変遷が論じられる。古典期では、グラティアヌス、デクレイストたち、教皇令集以降の三つの時期に分かれて論じられ、制定法に反する慣習法の形成の可能性、立法者の黙示の同意による拘束、さらに、慣習法は理性に合致していなければならない、ある一定の期間内に慣行として存在していなければならない、といったメルクマールが考察される。

初期近世においては、カトリック側ではスアレス、福音主義側ではベーマーの法理論が検討される。スアレスにおいては、慣習法は、立法者の認可をさえも必要とする、と説かれたが、一九世紀には慣習法論（特にプフタ）からの継受により、こうした後期スコラの法理論は、部分的には放棄されていく。特にシュルテは、プフタの民族精神を代置した聖徒の交わりが、法産出の主体だ、として、カノニスティックの伝統理論と対決しているのである。

第二章 一九一七年／一九八三年のカトリック教会法典の編纂とそれをめぐる法理論、および、福音主義慣習法理論の展開が考察される。

まず、一七年法典において、第一ヴァティカン公会議の結果として、後期スコラの法理論が、再生していく様相が叙述される。慣習法は、その法的効力を有するのは、教会の上長の同意に還元し得る場合に限る、とされるのである。

これに対して、八三年法典は、第二ヴァティカン公会議の経緯をも受けて、結果として慣習法の形成を伴うような、二つの要素を区別する。第一に、信者の共同体による導入であり、第二に、立法者による慣習の認可である。しかし後者にとっては、法典の統一的諸基準に合致していれば十分なのである。こうした規定により、もはや立法者による擬制的な同意は前提とはされておらず、むしろ、信者の共同体の確信を通じた法形成が、原理的には正統化されている点が指摘される。

第三章 慣習法における法史上の規定と限定、国家法における慣習法、教会法の法理解における慣習法、ドイツ国家教会法における慣習法に分析が施される。慣習法の理論はたいてい民事法律学の内部において展開されたが、原則的には公法の領域においても慣習法の形成が承認されるべきことが説かれる。ドイツ国法学の支配的理論もまた、慣習法の適用領域は法秩序全体にまで及んでおり、諸々の法原理も法制度もまた、慣習法によって刻印を与えられている、との立場を堅持している。慣習法は、憲法においてもまた形成されるのである。

国家教会法における慣習法的な法命題の効力という問題は、これまでもっぱら周辺的に取り扱われたに過ぎなかった。著者は、あくまで仮説的なものであるが、国家教会法における幾つかの法原則を提示している。ドイツの歴史においては、国家教会法がとりわけ強固に根付いている点を指摘している。

第四章 法史学の自己理解、カノニスティクにおける方法上の特殊問題、仮説的個別問題が論じられる。方法論的基礎として、カノニスティクについては、「法神学」との対話においてのみ可能である。普遍教会という思想の中に、カノニスティクはその基準点を有していることが指摘される。特に二一世紀の初頭において、エキュメニカルなパースペクティブだけがカノニスティクの発展にとって有利である旨が説かれる。また、教会法史学が、教会の起源と常に結合している点も重視される。

むすびに代えて 近現代カノニスティクの課題が考察される。法学部や神学部の卒業生たちが同一の法的素養を有していたことが、ヨーロッパにおける「見ざる公共圏」を生ぜしめる。

彼らのうちの第一級の者たちこそが、「当事者たちの納得」をこそ背景に、生活世界からの普遍的な権威を獲得していった。ヨーロッパ法史の流れのなかで、普遍教会を標榜するカトリック教会の国家観、慣習法論などを中心に分析が施された。一九二〇世紀にこのようなエキュメニカルな慣習法理論が存在していたことは、それが法の成立論にも関わるものであるからして、両教会法における普通法理論さらには「法科学」の基礎もここに見出される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、カノニスティクがヨーロッパ法史学の王道であるという立場から、特にその現代的意義を明らかにすることを試みた研究である。一九一七年／八三年の法典編纂等を通じて行われ続けている普遍教会の法理論やそれに伴う国家観の確立という一連の作業は、あたかも一九世紀の歴史法学派がヨーロッパ法史学における学問的王道としての立場から法典編纂や国家観を確立させていった歴史的歩みと重なるものである、と筆者はいう。そして、ローマを中心に世界各地に広がるカノニスティクは、今やヨーロッパ的枠組みを越えた世界的枠組みへと発展しており、それ故にカノニスティク研究を行うことは法史研究の王道を歩むことである、と。世界各地のカノニスティク研究はその主たる関心事を近現代領域へと移しており、とりわけヨーロッパでは、カノニスティク研究を通じてEUの行方を考察するという極めて実践的探究が行なわれている。だが、我が国の法学領域ではこのようなカノニスティクにおける動きが十分には検討されてきておらず、それ故に本論文は我が国の法研究に一つの独創的な視点を提示したと言えるであろう。

現代カノニスティクの世界的枠組みを背景に、筆者はその発祥地であるヨーロッパとは異なる歴史を有する他文明地域、特に日本のカノニスティクが抱える問題点にも関心を向けている。それは、カノニスティクと世俗法学との接続を如何に可能とするかということであり、ヨーロッパの一地域としてのドイツの世俗法を出発点の一つとして発展した歴史法学派の法理論や国家観が近代日本等に継受された際、法制度のみならずその社会内部のあらゆる側面に二重構造を生じさせ、現代もなお克服し難い問題を孕んでいることと本質的に同様の問題意識である。ただ、筆者はカノニスティクが抱える問題を提示しつつも、性急な結論を出すことは控え、カノニスティクと世俗法学との対話、普遍教会と福音主義教会との理論的な対話の末に、真に存在しうるであろう「普遍法」の行方を探究することを試みている。そして、その「普遍法」とは異文明圏においても通用する法でなければならない、と主張する。

近現代カノニスティク研究は、ヨーロッパを中心に多くの先行研究が発表されており、本論文がそれらの内容を十分に捉えているとは言い難い。本論文所収の個々の論文についても、要約的記述ではなくドグメンゲシヒテの手法を取ればより豊かな内容となったであろうことは否めない。だが本論文で筆者が提示した視点は、ヨーロッパと日本の近現代カノニスティク研究を結びつけ、今後の我が国の法研究に新たな領域を切り開く可能性を有するものとして高く評価できる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認める。

なお、平成21年2月24日調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。